

質問書に対する回答

件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋はく落対策工事

No.	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書 4頁 図面4/31 特記仕様書16頁～17頁 特記仕様書4頁、(5) 公共施設関係に中島道路景観地区と木更津市金田第2駐車場と記載があり、その後の文章で上記(5)の公共施設内については資機材を存置しないものとする。とありますが図面4/31、金田高架橋 全体一般図の平面図を確認すると工事範囲はほぼ公共施設に該当するため金田高架橋資材置場(A2側)以外は資機材を置いておけないと読み取れます。</p> <p>しかし特記仕様書16頁～17頁に記載のWJ工法において改修(汚濁)水は沈殿槽に貯水し水質を各自治体が定める基準に適合させてから放流、またWJ工法施工のための水道水についても貯留する水槽が必要で現地に常時設置しておく必要があります。エリア内で囲いを設置するなどの対策をとれば貯水槽等については存置しても可能でしょうか。</p>	<p>特記仕様書に記載のとおり、公共施設には資機材等を存置することはできません。</p>
2	<p>特記仕様書 10頁 特記仕様書10頁、11-3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策及び11-4、架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策の記載があり、各項目共、事故防止のために万全の対策を講じなければならないと記載がありますが、割掛対象表参考内訳書にケーブル等の防護工について今回計上がありません。</p> <p>必要な判断された場合、変更協議の対象になりますでしょうか。</p>	<p>本工事におけるケーブル等の防護工に要する費用は、諸経費に含まれます。</p>